

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期美郷町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県仙北郡美郷町

3 地域再生計画の区域

秋田県仙北郡美郷町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1945年の38,121人をピークに減少しており、住民基本台帳によると2025年には17,090人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると2050年には総人口が9,336人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は、1980年の5,006人以降減少し2020年には1,770人となる一方、高齢人口（65歳以上）は1980年の3,250人から2020年には7,367人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また生産年齢人口（15～64歳）も1,980年の18,100人から減少傾向あり、2020年には9,474人となっている。

自然動態をみると、出生数は1995年の204人以降減少傾向にあり、2020年には71人となっている。その一方で、死亡数は2020年には314人となっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は△243人（自然減）となっている。

社会動態をみると、転入数は2002年の502人以降、500人を越えることなく減少の一途をたどっているが、転出者数も2002年の603人以降、減少の一途をたどっており、2020年には転入数293人、転出数393人と、毎年100人前後の社会減が続いている。20歳代前後の若年層が進学や就職を契機に町外に転出するのに加え、結婚等に伴う県内近隣市への転出による転出超過が挙げられる。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転入者数が転出者数を継続的に下回ること（社会減）が主な原因と考えられる。

上記のような状態が続くと、生産年齢人口の減少に伴い、農業をはじめとする地域産業の担い手不足に加え、町内事業者の経営・継続が困難になるなど、地域経済が縮小することが懸念される。また、定住の前提となる労働・雇用環境の悪化は、若年層の転出や人材の流出、地域の活力減退など、さまざまな悪循環につながり、地域社会の存続にも影響を与える。

これらの課題に対応するため、次の基本目標のもとで、自然減の抑制については、特に出生率を向上させるため、出会いや結婚を支援し、妊娠・出産から子育て支援まで切れ目のない施策を充実させるとともに、社会減の抑制については、このまちに住み、生活したいと思えるような住環境や就労の希望を実現できる労働・雇用環境の整備・充実等を図る施策等を推進していく。

また、人口減少の要因は、さまざまな要素が関係していることから、当町の目指す姿と町政経営の方向性についての基本的な指針となる「美郷町総合計画」との整合を図りながら、長期的かつ総合的な観点でのまちづくりを推進していく。

- ・基本目標 1 安心して働き、暮らせる生活環境をつくる
- ・基本目標 2 付加価値を高め、稼ぐ力を高める
- ・基本目標 3 新たなひとの流れをつくる
- ・基本目標 4 A I ・デジタルなどの新技術の徹底活用

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	住民アンケートによる住民の定住意向割合	92.5%	95.0%	基本目標 1
イ	製造品出荷額	170.9億円	173.0億円	基本目標 2
	農業所得額	16.6億円	17.0億円	
ウ	移住者（累計）	128人	200人	基本目標 3
エ	行政サービスでの電子申請等のオンライン手続数	87件	105件	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期美郷町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 安心して働き、暮らせる生活環境をつくる事業

イ 付加価値を高め、稼ぐ力を高める事業

ウ 新たな人の流れをつくる事業

エ AI・デジタルなどの新技術の徹底活用事業

② 事業の内容

ア 安心して働き、暮らせる生活環境をつくる事業

【基本的方向】

・結婚・出産・子育てに希望が持てるようにするため、地域全体で結婚・子育てを応援する総合的な子育て支援体制の整備を推進する。

・希望する子どもの数が実現できるようにするため、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る取組を推進する。

・仕事と家庭の両立支援への取組を支援するため、町内企業の出産・育児に関する休暇制度の導入を推進する。

・公共交通を取り巻く環境の変化等に対応しつつ、乗合バスや鉄道、タクシー、乗合タクシー等の交通手段の連携等より、地域の実情に即した輸送サービスの取組を推進する。

・地域の自治活動を活性化するため、自治活動の拠点となる施設の整備や地域の活性化につながる取組を推進する。

【具体的な事業】

・こんにちは赤ちゃん事業

・少子化対策治療費助成事業

- ・ブックスタート事業
 - ・放課後児童健全育成充実事業
 - ・こども家庭センター運営事業
 - ・こども園運営事業
 - ・子ども医療費助成事業
 - ・子育て支援事業
 - ・就学援助事業
 - ・チャイルドシート購入助成事業
 - ・子ども子育て支援拠点施設整備事業
 - ・子ども子育て支援拠点施設管理事業
 - ・あんしん育み交流事業
 - ・妊産婦サポート事業
 - ・中小企業の仕事と家庭の両立支援応援事業
 - ・学校給食支援事業
 - ・生活バス路線維持対策事業
 - ・生活密着型交通体系対策事業
 - ・地域活動拠点整備事業
 - ・活力ある地域づくり事業
- 等

イ 付加価値を高め、稼ぐ力を高める事業

【基本的方向】

- ・新たな雇用の創出を図るため、企業誘致や起業支援を推進する。
- ・商店街の活性化を図るため、町内の空き店舗等の解消を推進する。
- ・事業者の売り上げ増加を図るため、特産品の開発・改良、販売促進及び販路拡大への取組を推進する。
- ・農業分野において、安定的で持続可能な地域農業の確立を図るため、多様な担い手の確保や育成を推進するとともに、農業所得向上のため、特色のある作物や収益性の高い生産構造への転換を推進する。

【具体的な事業】

- ・企業誘致推進事業
- ・企業活動支援事業

- ・ 起業者総合支援事業
 - ・ 本社機能移転促進支援事業
 - ・ 企業紹介型企業誘致サポーター事業
 - ・ 商工業振興奨励金交付事業
 - ・ 中小企業の仕事と家庭の両立支援応援事業
 - ・ 空き店舗等対策事業
 - ・ 美郷ブランド開発・販売促進事業
 - ・ 生産力強化支援事業
 - ・ スマート農業導入支援事業
 - ・ 圃場整備支援事業
 - ・ 地力増進土づくり支援事業
 - ・ 有害鳥獣等駆除防除事業
 - ・ 産地育成・ブランド強化事業
 - ・ 生薬生産拡大推進事業
 - ・ 6次産業化推進事業
- 等

ウ 新たな人の流れをつくる事業

【基本的方向】

- ・ 移住希望者の多様なニーズに対応するため、各種支援の取組を推進する。
- ・ 地域資源等を活用したまちの活性化につなげるため、官民等との連携を生かした「交流人口」のさらなる拡大や観光客の増加につながる取組を推進する。
- ・ 町外に居住しながらも、町や住民と関わり、継続的に地域に貢献する「関係人口」の動きに着目し、地域の課題解決につながる仕組みづくりを推進する。

【具体的な事業】

- ・ 空き家等利活用促進事業
- ・ 美郷暮らしサポート事業
- ・ 環境配慮型美郷暮らし整備事業
- ・ 地域間交流推進事業

- ・連携企業交流推進事業
- ・都市農村交流推進事業
- ・美郷売り込め推進事業
- ・友好都市との学校間交流推進事業
- ・まちなかエリア交流空間整備事業
- ・官学連携事業
- ・タイ王国との中学生交流事業
- ・企業版ふるさと納税寄附活用事業
- ・ふるさと納税寄附活用事業
- ・体験型・滞在型観光推進事業
- ・観光施設整備事業（道の駅・湧子ちゃん・湧太郎・温泉・ラベンダー園等）

等

エ AI・デジタルなどの新技術の徹底活用事業

【基本的方向】

- ・住民の利便性を向上させるため、行政サービスでの電子申請等のデジタル化の整備を推進する。
- ・デジタル技術を活用した住民サービスを誰でも利用できるようにするため、デジタルツールの活用支援の取組を推進する。

【具体的な事業】

- ・行政手続きのオンライン化推進事業
- ・キャッシュレス決済拡充推進事業
- ・書かない窓口導入事業
- ・AI－FAQ導入事業
- ・ペーパーレス推進事業
- ・公文書管理推進事業
- ・デジタル人材育成事業
- ・セキュリティ対策推進事業
- ・デジタルデバイド解消推進事業
- ・マイナンバーカード利活用推進事業
- ・デジタル技術活用事業

等

※なお、詳細は美郷町地方創生総合戦略（第3期美郷版総合戦略）のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

640,000千円（2026年度～2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月までに外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに美郷町町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2030年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2030年3月31日まで